

社福第197-1号
河砂第 63-1号
令和3年4月30日

対象社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 山崎 達也（公印省略）
埼玉県県土整備部長 北田 健夫（公印省略）

水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について（依頼）

本県の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水による浸水想定区域内や、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設及び学校）のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設に対し、その施設所有者（設置者）又は管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。水防法や土砂災害防止法を所管する国土交通省は、令和3年度末までにすべての対象施設が避難確保計画を作成するよう求めています。しかし、水防法に関する県内の避難確保計画作成済みの社会福祉施設は約7割（令和2年10月末時点）、土砂災害防止法に関する作成率は約7割（令和3年3月末時点）にとどまっている状況です。

令和元年には、県内各地で台風による甚大な被害が発生しました。社会福祉施設には利用者の安全確保を図るため速やかな計画作成が求められていることから、まだ計画を作成されていない対象施設につきましては、速やかに計画を作成していただき、所在市町村の防災担当課に御報告くださるようお願い申し上げます。

また、水災害に備えた避難訓練につきましても実施してくださるよう、併せてお願いいたします。

なお、貴施設は該当施設と思われるため本通知をお送りしておりますが、既に避難確保計画を市町村へ提出済みである場合は御容赦くださるようお願いいたします。

記

1 対象となる施設

洪水による浸水想定区域内や土砂災害警戒区域にある社会福祉施設のうち市町村地域防災計画に名称が記載された施設

※施設所在市町村のハザードマップ等でご確認ください。

2 水防法及び土砂災害防止法により義務付けられていること

- (1) 避難確保計画の作成
- (2) 市町村の防災担当課への報告（避難確保計画を作成・変更したとき）
- (3) 避難訓練の実施

3 関連するホームページ

○埼玉県ホームページ

社会福祉施設等における水害・土砂災害への備え

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saigai-sonae.html>

○国土交通省ホームページ（洪水）

自営水防（企業水防）について 要配慮者利用施設の浸水対策

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※避難確保計画の作成状況については、当該ホームページで公開されています。

○国土交通省ホームページ（土砂災害）

土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

4 相談・問い合わせ先

○所在市町村の防災担当課（河川砂防担当課が所管している場合もあります。）

県庁所管課電話 048-830-（各担当の番号）

【水防法に基づく避難確保計画等に関すること】

○県土整備部 河川砂防課 防災担当 5137

【土砂災害防止法に基づく避難確保計画等に関すること】

○県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 5141

【各施設所管】

○障害者支援課 施設支援担当 3314

地域生活支援担当 3317

○高齢者福祉課 施設・事業者指導担当 3254

○少子政策課 子育て環境整備担当 3322

施設整備・指導担当 3328

施設運営・人材確保担当 3330

○こども安全課 養護担当 3331

○社会福祉課 生活保護担当 3280

医療保護・生活困窮者支援担当 3282